

第三日 令和二年三月十二日

開 議 午前十時

○議長（小野 稔君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は十三名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、報告第一号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和元年度藤崎町一般会計補正予算（第五回））を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ふるさと納税に関する専決処分といいますか、そういうことですがけれども、億近いような計上がされているんですけども、このふるさと納税で寄附なさっている方というのを地域的に分類いたしますと、どのような塩梅になっていらっしゃるのか。地域的、県内というか、県内、県外というか、県外といっても首都圏というふうに分類したほうがいいかもしれませんけれども、そういう県内、関東圏、そしてその他という分類で見れば、どういうふうな寄附者の地域的な分布になっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

お答えいたします。寄附者につきましては、六割、七割が首都圏の方でございます。東京、それから横浜、名古屋、大阪、それから福岡もございます。もちろん東北もありますけれども、首都圏を中心とした地域が主なものとなっております。

ります。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論に入ります。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第一号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、報告第一号は承認することに決定いたしました。

暫時休憩します。

手話通訳の斉藤さんの入場を許可します。

休 憩 午前十時二分

---

再 開 午前十時二分

○議長（小野 稔君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第二、議案第一号藤崎町手話言語及び障がい者コミュニケーション促進条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

本条例が制定されることは、いいことではないかなと思っておりますけれども、私の認識する範囲では主に市として

は黒石市というか、あるいはまたその在住の方が主に担っているということを認識しておるのですけれども、この藤崎町で手話通訳の活動なりボランティアなり、そういうものに携わっている方はどれくらいいらっしゃるのか。また、どういう団体が担っていらっしゃるのか。その点について明示していただきたい。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。きょうの手話通訳していただいている方あるいは傍聴席にいらっしゃる方々は、青森県ろうあ協会の皆様でございます。そして、各市町村に聴覚障害者協会というものもございます。本日お越しいただいている方々のほとんどは弘前市聴覚障害者協会の方とお聞きしてございます。残念ながら当町にはそういう団体、町の例えば聴覚障害者団体ですとか、ろうあ協会支部とか、そういう団体は組織してございません。手話通訳の団体、ボランティア団体と申しますか、サークルというものはございまして、たしかひよこさんというお名前ですとサークル活動していらっしやると。秋祭りの文化センターの一角に指文字を表示したりという活動もしておるといふところは存じ上げておりますが、団体、協会という組織は現在のところはありません。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

条例は制定することは誰一人として賛同しない人はないと思うのでありますが、ただ、ことしはパラリンピックの開催の年でもございます。この障害者施策というのは、言ってみれば非常におくれている国でもあるいは地域でもあると言わざるを得ないのかなと思っております。それで、該当する聴覚障害者団体といえますか、そういうものはないとい

うことですがけれども、サークルやそういう団体を育成していく。育成という言葉が正確なのかどうか分かりませんが、そういう団体を助成していくということについては今後どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。今、浅利議員もおっしゃった、ことしは我が国で四年に一度のパラリンピックが開催されると。いわゆる障害者スポーツの祭典であるそのイベントが、パラリンピックが日本で開催されるということで、障害をお持ちの方々に対する関心や注目が当然集まるし、一人一人の人間として理解を進めていかなければならないというものに対して、町、行政としてどのように取り組むのかという、令和二年度以降の障害者施策の取り組みというものを検討してまいりました。その中の一つがこの手話言語条例であります。取り組みといたしましては、今、議員のおっしゃったような手話を理解するという形で、町民に直接手話を見られる講座のようなものを開催する、あるいは行事に手話通訳者を配置する。先般の社会福祉大会もそうございました。そのほかにも、これから進めてまいりますけれども、例えば秋祭りあるいは成人式、そういうところにも手話通訳を配置し、手話は言語であるということの認識を深めてもらう。それから、先ほどのサークル、ほかにも手話に興味関心がありながらも、そういう教室・講座を受ける機会がなかったという方もいらっしゃるかと思います。そういうものを進めていくためにも、できれば町単独で実施したいとは思っておりますけれども、今のところでは近隣の、例えば弘前市あるいは黒石市と共同開催というものを予算にも組み込んでおりますけれども、そういう講座を開催するような予算、あるいは先ほど申しましたひよこさんというサークル、ほかに町障害者福祉会というものもございます。そういう団体に町としても協力しながら、あるいはその団体を組織強化する、事業も拡大するという形で、いろんな形で取り組む。さらにはもう一つ、児童生徒にも手話を理解してもらうため

の、いわゆる福祉と教育の融合という形でも、学校と連携をとりながら子供たちにも普及させるような取り組みを進めてまいりたい。そのように考えているところであります。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第一号を採決いたします。議案第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第一号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

斉藤さん、ご苦労さまでした。退出を許可します。

休 憩 午前十時十分

---

再 開 午前十時十分

○議長（小野 稔君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第三、議案第二号藤崎町監査委員条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。はい。

○十三番（浅利直志君）

今の監査委員のことではないんですけれども、何か写真を撮るんだとかなんとかって……

○議長（小野 稔君）

それは最後です。

○十三番（浅利直志君）

最後にやるんですか。

○議長（小野 稔君）

閉会后です。

○十三番（浅利直志君）

了解しました。

○議長（小野 稔君）

改めまして、日程第三、議案第二号藤崎町監査委員条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二号を採決いたします。議案第二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第二号は原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第三号藤崎町印鑑条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三号を採決いたします。議案第三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第三号は原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第四号藤崎町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四号を採決いたします。議案第四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第四号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第五号藤崎町報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五号を採決いたします。議案第五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第五号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第六号藤崎町副町長の選任の件を議題といたします。

本件について、五十嵐副町長本人にかかわる議案のため、五十嵐副町長より退席したい旨の申し出がありましたので退席を許可します。

暫時休憩します。

休 憩 午前十時十三分

---

再 開 午前十時十三分

○議長（小野 稔君）

休憩を取り消し、会議を再開します。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六号を採決いたします。議案第六号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第六号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

五十嵐副町長の入場を許可します。

休 憩 午前十時十四分

---

再 開 午前十時十四分

○議長（小野 稔君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第八、議案第七号工事の請負契約の一部変更の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七号を採決します。議案第七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第七号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第八号工事の請負契約の一部変更の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八号を採決いたします。議案第八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第八号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第九号財産の無償譲渡の件を議題といたします。

これから質疑を行います。横山議員。

○十一番（横山哲英君）

全協でも説明を受けましたけれども、町所有の株百五十三株のうち、十株をL A B Oに無償譲渡するということですが、十株譲渡されたら、町所有、今まで五一%の所有株でありましたけれども、何%になるんですか。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。約四八%になります。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。横山議員。

○議長（小野 稔君）

L A B Oの社長もおりますし、ちょっと聞きたいです。五一%と四八%、数字的にはそんなに大きくないですが、インパクトが全然違うと私は思っております。五一%イコール過半数ですね。それは変わらないですか、その重み。どういう認識持っております、副町長、社長でありますので。

○議長（小野 稔君）

五十嵐副町長。

休憩いたします。

休 憩 午前十時十八分

---

再 開 午前十時二十一分

○議長（小野 稔君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

横山議員。

○十一番（横山哲英君）

相馬議員の質問の際、LABOについての質問は、当然社長がいるんですけども、その辺のところは副町長の立場と社長の立場で答弁してもらえるでしょうかと相馬議員はやりました。そのときの答弁ですけども、副町長が大丈夫な立場でございますので答弁という形に、町長の発言です、その席にいては答弁という形になります。その辺は心配なさらないでいただきたいとはっきり町長が明言しております。議事録に載っております。議長、無駄に休憩かける必要ないと思いますけれども、もう一回お願いします。

暫時休憩します。

休 憩 午前十時二十二分

---

再 開 午前十時二十三分

○議長（小野 稔君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。横山議員。

○十一番（横山哲英君）

わかりました。ぜひ失敗しないように。先般、行政視察で行った山形県なんですけれども、立派に経営されております。町に二千万も売り上げの利益をいただいた二千万円ほど町にもキックバックと言っては大変失礼ですけども、そ

ういうのを町に剰余金として入れております。当町の食彩館LABOもそういうような経営をしっかりとやっていただきたいと思います。無償譲渡に関しては異議はありません。民間でやれるものは民間という考えは私も納得しております。だから、やり方なんです。副町長、社長、ぜひその辺を目光らせて、十分に町に幾らかでも戻せるような経営をしていただきたいと思います。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。相馬議員。

○十番（相馬勝治君）

この新規出荷者に割り当てる際の譲渡利益、この譲渡利益というのは何をあらわしているのか伺います。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

LABOのほうに無償譲渡した株式は、新規の出荷者に対して一株ということで、五万円で譲渡します。その五万円の売った際の利益ということでございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

まず、副町長の姿勢そのものを聞きたいと思います。この議場において、副町長は副町長の立場で発言し、または休憩にしてくれと要求することは権限としてはあり得るんでしょう。しかしながら、LABOという直売所の会社の社長と兼任しているだけで、同一人なんです。ですから、五％の株式を保有している藤崎町としては、聞かれたら報告

する義務も負うんだという認識はあなたにはあるんですか。お聞きいたします。現在ですよ、現在。

○議長（小野 稔君）

副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

副町長としてお答えさせていただきます。当然、町としてどうあるべきかという質問に対しましては、私の立場でもちろんお答えいたします。ただ、会社というのは株主の皆さまから出資をいただいて成り立っておるものでございます。株主総会が最大の権限機関となっております。私はそういうことで、休憩をお願いすべきところにつきましては休憩をお願いして、皆様にも極力ご理解いただけるようお話をしておるつもりでございます。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

私が聞いていたのは、五％の株式を藤崎町が持って株主となっている。今のこの段階ですよ。四八％になった段階の話ではないですよ。その段階で、議会議員から経営やあるいはまた状況に、取締役会についてどういうことが決まったんですかというようなことを求められたら、報告、答える義務があるのではないですかということを聞いているんですよ。例えば、株式の譲渡について、じゃあ、お聞きしますよ。LABOの取締役会で、何月何日にこの株式譲渡について議題になって、どういう結果を得たんですか。そのことについて報告してくれませんか。

○議長（小野 稔君）

戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。

○十三番（浅利直志君）

違う。私は副町長に聞いているんですよ。休憩する。こういうとき休憩する休憩する言ってるんだ。

○議長（小野 稔君）

副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

ただいまのお話は事務的内容ですので、経営戦略課長のほうからお答えさせていただきます。

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。今回の株式の受け入れに関しては、まだ会社のほうで、取締役会のほうでは話をしてございません。

というのは、予定としましては、今回の議会の議決をもって契約の運びになるわけですけれども、そのタイミングで取締役会のほうに諮って進めていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

じゃあ、この株式譲渡の件については、取締役会でまだ話し合っていないんですよというお答えだったんですよ。

副町長である、なおかつ社長でもあります、その事実間違いありませんか。

○議長（小野 稔君）

副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

ただいまの経営戦略課長の答弁というのは、会社法上の事務的な手続がどういうふうに進められるのかについてお答えしたものと理解してございます。（「そうじゃないだろ」の声あり）

○議長（小野 稔君）

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

答えていないじゃないですか。この譲渡についてですよ。譲渡の件について取締役会で、雑談じゃなくて正式な議題にしたことがあるんですかと聞いているんですよ。社長、そのとき欠席していたんですか。やっていないんですか。

○議長（小野 稔君）

五十嵐副町長。（「休憩お願いします」の声あり）

休憩します。

休 憩 午前十時三十分

---

再 開 午前十時三十一分

○議長（小野 稔君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

それでは、基本的なことをお聞きいたします。株式会社LABOの株式、ここに、全員協議会でも出資者、株主です

ね。町商工会、J A 津軽みらい、金融機関、そして出荷者と藤崎町と。大口、五一%、七百六十五万円を出資しているのは藤崎町ですよという説明をしていただきました。ところで、定款上、会社には必ず定款がありますよ、認証を受けて。定款上は株式の譲渡についてどのような規定が定められているのですか。その辺はどういうふうに、きちんと定められている条文を明示してください。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○十三番（浅利直志君）

私は副町長に聞いていたんですよ、副町長に。

○議長（小野 稔君）

今の質問に対して答えることができますので、させます。

○十三番（浅利直志君）

そういうことじゃないでしょう。議長、曲げないでくださいよ。私は……

○議長（小野 稔君）

曲げていません。規則って聞いて……

○十三番（浅利直志君）

曲げてますよ。

○議長（小野 稔君）

条例について聞いてるんでしょう。

○十三番（浅利直志君）

条例って、定款です、定款。

○議長（小野 稔君）

定款について聞いてるんでしょう。それは戦略課長でもできますでしょう。

○十三番（浅利直志君）

そうじゃないでしょう。（「定款は会社だ」の声あり）会社での定款というのは、（「定款はあくまで会社ですよ、議長」の声あり）そこについても曲げないでくださいよ、それ。（「落ち着いて、もう血圧上がるよ」の声あり）上がってるんです。（「休憩」の声あり）

暫時休憩します。

休 憩 午前十時三十三分

---

再 開 午前十時五十六分

○議長（小野 稔君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

全員協議会で私どもに説明していただきました。私もちょっと今までの言い方は乱暴でありまして、注意はしたいなと思っていますので。たまに興奮しないと寝られないものですから、お許しいただきたいと思います。

それで、株式の譲渡にかかわる県の回答があるでしょう、説明資料の中に。無償譲渡の場合、問題ないと県が言っていたということなんでしょう。有償譲渡の場合、どんな問題が出てくるのかと。つまり、会社は、今、資料見て、皆さ

んももらっていますよ。私、みんなに配っているんですけども、理事の皆さんもあるでしょう。持ってきていないのかな。まあ、いいか。有償譲渡の場合、どういう問題があるんだという、つまり補助金絡みの、これが全部藤崎町の自己財源でやった場合は有償譲渡でもいいんですよ、これ。つまり、適正な交付金の執行に沿ったものとは言えないことから、会計検査において不当事項に当たる恐れがあると、これを問い合わせたら県がこういうふうに回答したわけだ。県は、それは真実かどうかはわかりませんが、県は総務省なり自治省なりに問い合わせして、そういう結果を回答していると考えられるわけでありませう。

自立していこうというんだったら、普通、常識的に考えれば、有償で引き受けて、それぐらいの余力があるんですよというふうにやるのが世間の常識ですよ。ところが、この出資というか、地方創生交付金が入っていると書いているでしょう、ここに。つまり、そこに、町保有分の中に国のこの創生交付金が入っているとなっているから、今回こういうややこしいようなことをやらなければならなくなったということなんです。ですよ。そこまではいいんです、私もそれなりに納得しているのです。そういう説明もしていただいたので。全部納得できないですよ。いずれにしても自己資金で、全部独自財源でやれば、何もこんなことをやらなくても、ちゃんと会社としてそれぐらいは引き受けますよというふうにやれるわけですので。

それで、恐れがあるということはどういうことなんですか。正確ではないけれども、そういう心配があるんだということなのか。その辺はどういう判断だということなんですか。無償譲渡の場合は問題はないけれども、恐れがあるというのは結論的にどういうことを県では回答していただいたんですか。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。恐れがあるというのは、現在も創生の交付金を使ってございます。今後、町のほうにまた再度会計検査院が入る見込みもございます。その際に、このことを確認した際に指摘され、もしかして可能性としては、そういう使い方をした場合、返還ということもあり得るよという指摘と認識しております。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

この案件を、町では承認しているわけですので、議会で承認を受けた後にこの件に関しての取締役会をやるような話をしていたんですけれども、順序が逆ではないのかなと思うんです。（「話ささったでばな」の声あり）話って、それは一年も前の総会のと時の話でしょう。それに基づいて、じゃあ、さっきはこれに、町所有の十株の譲渡について取締役会で正式に議題にしたことはないんですよというような話しぶりだったけれども、違うんですか。

○議長（小野 稔君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

会社の中の話なので、休憩をお願いせざるを得なくなるんですよ。休憩してよろしいですか。

○十三番（浅利直志君）

議長に聞いて、議事運営だから。

○副町長（五十嵐 晋君）

休憩していいですか。

暫時休憩します。

休 憩 午前十一時三分

---

再 開 午前十一時四分

○議長（小野 稔君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

その取締役会というのは、いつの取締役会なんですか。何月何日の取締役会で話をしたということなんですか。私は休憩は要らないと思いますけれども。お答えください。

○議長（小野 稔君）

副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

今現在、取締役会の開催の日にちの資料は手元にございませんが、決まった際ですので、ことしに入ってから第一回目、一月の取締役会だと記憶しております。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

じゃあ、もう一問だけ。この件に対してはもう一問だけ。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

その説明書の中で、新規出荷者からの出資金については、町の許可なく使用できないこととする無償譲渡契約を締結すると書いてあるんですけども、これを私の解釈でいけば、藤崎町とLABOが契約するというふうに解釈できるんですけども、そもそもこういう契約そのものを藤崎町とLABOの契約のことを指しているのか、そもそもこういう契約そのものを株式譲渡に当たってやる必要まであるのかどうかという、その二点についてはどうでしょうか。これで最後です。

○議長（小野 稔君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

町とファーマーズLABOと結ぶ契約のお話でございますけれども、本来であれば、先ほど浅利議員が申しておられたように、株主と株主の譲渡なのであれば、あえて町とファーマーズLABOのほうと契約する必要はございません。ただ、交付金が入っていた関係上から、株主である町から出荷者である株主の方に直接譲渡することができないことから、一旦会社のほうに株式を無償譲渡した上で、会社のほうから新しい出荷者の方に株式を譲渡していくということになるわけでありまして。その際に、使い道については町としっかり協議するという条件を付した契約を結ぶというのが、この無償譲渡契約の目的とするものであります。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

横山議員。

○十一番（横山哲英君）

私はこれからも新規出荷者が出てくると思います。どんどん町の株を新規出荷者に充てるよう、よろしく願いします。答弁は要りません。持ち株が少なくなれば少なくなるほど、町も肩の荷が軽くなります。そういうやり方をぜひしてほしいです。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九号を採決します。議案第九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議ありますので、この採決は起立によって行います。議案第九号は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって、議案第九号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第十号藤崎町藤崎老人福祉センター等の指定管理者の指定の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十号を採決いたします。議案第十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第十号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第十一号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十一号を採決します。議案第十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第十二号町道路線の認定の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十二号を採決いたします。議案第十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第十三号令和元年度藤崎町一般会計補正予算（第六回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十三号を採決します。議案第十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第十四号令和元年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十四号を採決します。議案第十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第十五号令和元年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十五号を採決いたします。議案第十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第十六号令和元年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十六号を採決いたします。議案第十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第十六号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、予算特別委員会報告を議題とします。

お諮りいたします。本件は議員全員で構成する予算特別委員会の審査であり、委員長から報告書が提出され、お手元に配付しておるとおりであります。委員長報告は会議規則第三十九条第三項の規定により省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

次に、令和二年度各会計予算案の議案第十七号から議案第二十二号まで、議員全員による予算特別委員会で審議いたしましたので、説明、質疑及び討論を省略し、採決します。

日程第十九、議案第十七号令和二年度藤崎町一般会計予算案を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありません

か。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議あります。異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対する者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

令和二年度藤崎町一般会計予算は、総額七十四億四千万円余の予算であります。その大方は町民の暮らし、福祉、子育て支援、また、特に藤崎町においては教育環境整備につながる予算であります。予算編成に当たって、担当課や関係者が苦勞されたことを感謝するところであります。しかしながら、本予算について、以下の三点について賛同できないので、反対するところであります。

一つは、国策として進めている個人番号制度、通称マイナンバー制度の維持・拡充にかかわる関連予算約九百万円について、また、国保会計における保険証としても使えるマイナンバー制度のシステム改修業務委託費については、中止すべきことではないかと思う点であります。プライバシーの保護という点からも、あるいは今後のメンテナンスや維持管理費の増大、そして、病院にもシステム改修を求めることになる。そういうことから、投資効果も限定的であると判断せざるを得ないので、この点について賛成できないということであります。このシステム投資ということは、国においても執行を中止して、感染症対策の体制強化等、国家的プロジェクトで対応する等の予算に変更すべきものだという理由からであります。

二つ目は、消費税一〇%増税に対応した、つまり消費税による暮らしや地域経済に大きく影響する予算であるという理由からであります。医療、介護、年金、子育て支援、少子化対策も消費税増税という対応自体を変更すべきだと思っ

ております。消費税は医療、介護、年金、障害者福祉などに限定すべきであると思います。子育て支援あるいはまた少子化対策は、国費で別途図るべきだと思っておるところであります。そのような理由から、二つ目には賛同できません。

三つ目は、原子力施設立地対策助成金約二千万円は、今年度は主に福祉バス購入費に充てられているようですが、立地自治体以外の周辺自治体へのいわばばらまきのような、そういう施策はもうやめようではないかということがあります。国と東電を初めとして電力会社は総力を結集して、自然エネルギーの開発やあるいはまた汚染水対策、廃炉、そのようなものに予算を使っていくべきだと。

以上の三点の理由から、令和二年度藤崎町一般会計予算に賛同できないということでございます。

○議長（小野 稔君）

次に、原案に賛成する者の発言を許します。阿部議員。

○三番（阿部祐己君）

聞いてください。

令和二年度予算に賛成するものであります。

市町村合併における普通交付税の算定の特例が令和元年度で終了し、令和二年度からは一本算定となる厳しい財政環境の中で、優先度、重要度を考慮した予算編成は評価できるものであります。

一つには、住民福祉向上のため、福祉バスの購入や医療個別健診等の見直しによる保健衛生事業の充実を図り、学童保育の拡充や藤崎中央小学校大規模改築工事計画委託、藤崎中学校屋内運動場屋根改修工事、常盤小学校の砂の飛散を防ぐためのグラウンド整備工事など、教育環境の整備にも目を向けた予算となっていることでもあります。また、新たに中古住宅の購入も対象とした若者移住すまいづくり補助金を継続したほか、社会資本総合整備交付金を活用した道路新設改良事業、防災行政無線機能強化工事など、安全・安心に暮らせる生活環境づくりや、藤崎町への移住定住を促進さ

せる施策にも配慮されております。さらには、県補助金、県営事業を活用した農業振興施策や、新たに農業収入保険制度の加入促進を図るための補助金等の予算を確保し、また従来の派遣事業に加え、受け入れ事業を取り入れた中学校国際交流事業や、ふじ誕生八十年記念事業などのソフト事業にも配慮するなど、未来志向の予算編成となっていることから、本案に賛成するものであります。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）。

これから議案第十七号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第十七号は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

賛成多数であります。よって、議案第十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第十八号令和二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第十九号令和二年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありません

か。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

令和二年度の後期高齢者医療特別会計予算は総額三億四千五百万円余で、歳入歳出予算であります。高齢者の医療の確保に必要な予算であり、本特別会計予算であります。本会計予算に賛成できません。

その理由の第一は、七十五歳以上の人の人口がふえ、高度医療や薬価の上昇など、予想されたこととはいえ、消費税一〇％への引き上げ実施と同時に負担増であります。保険料一人当たり月平均は現在よりも七％増、年額で五千元ほど負担増であります。さらなる大幅引き上げを回避するためには、県でも医療安定化基金から十八億五千万円を投入しているところでもあります。また、広域連合剰余金四億四千五百万円もつぎこんでやった結果でもあります。したがって、今後の高齢者の平等割、所得割の水準を維持するためには、国保会計からの支援金の拡充、そして何よりも医療費に対する国庫負担金の五〇％程度から五％でも一〇％でも引き上げるということを実施しなければ、連続的な引き上げにつながるものであります。全国知事会、市町村会が要望している一兆円の公費投入などによる国保の安定経営が実際不可欠になってきているのではないのでしょうか。予算計上上の数字的な誤りがあるというわけではありませんが、高齢者支援制度による高齢者の支援金の拡充、国庫負担金の増額が必要だという点から、本会計に賛成できないものであります。

○議長（小野 稔君）

次に、原案に賛成する者の発言を許します。石澤議員。

○一番（石澤貴幸君）

議案第十九号令和二年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案に対しまして賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、将来にわたり国民皆保険制度を維持し、高齢者の方が安心して医療を受けられる仕組みとして平成二十年四月にスタートした制度であり、既に町民に定着したものとなっております。藤崎町後期高齢者医療特別会計の令和二年度の予算につきましても、療養給付費の見込みに基づき、事業主体となる後期高齢者医療広域連合への負担金の確保、そして後期高齢者医療保険料の設定につきましても、年金生活者が多くを占める本事業におきます低所得者層に配慮したものとなっております。

今後におきましても、被保険者の生活実態の把握に努め、より適切な業務の遂行を図り、今後も安定した制度として継続し推進していただくことを期待し、賛成討論といたします。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第十九号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第十九号は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって、議案第十九号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第二十号令和二年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、議案第二十一号令和二年度藤崎町水道事業会計予算案を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十四、議案第二十二号令和二年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題といたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十五、常任委員会報告を求めます。

総務産業常任委員会から報告をお願いします。総務産業常任委員会、奈良文英岡委員長。（「登壇ですか」の声あり）登壇をお願いします。

○総務産業常任委員長（奈良岡文英君）

それでは、総務産業常任委員会報告をいたします。

閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る二月二十日、常任委員会を開催し、「雪対策に関すること」の中の消融雪溝についてを集中審議し、常盤地区並びに柏木堰地区の現地視察もあわせて実施いたしました。

この消融雪溝整備事業は、昭和六十二年度から施行され、整備延長二万八千八十四メートル、受益者世帯が千百七十五戸となり、現在は矢沢地区で整備が進められています。現在、消融雪溝の管理については、藤崎地区においてポンプの操作は地域住民や町内会長が無償で行い、止水板の設置等については二百三十万円余りをかけて業者に委託している状況です。その中で、柏木堰地区は町内会で管理全般を無償で行っているとの説明を受けて、ほかの町内会などでも止水板設置等の作業が可能であるかを確認するために現地視察いたしました。

その結果、一部地域では止水板設置スペースがあり、格納できるようになっていることから、地域住民での作業が可能であると思われます。現在の止水板設置等については業者委託しており、一枚当たり三千二百円程度支出されているため、管理費用の一部を支払ってでも町内会等の団体に管理委託したほうが、経費節減や地域活性化にもつながるものと思われます。

融雪溝の管理について、管理運営方針を地域の実情に合ったマニュアル等で示し、該当する町内会と協議するよう担当課に要望し、委員会を終了いたしました。

以上で総務産業常任委員会報告といたします。

○議長（小野 稔君）

次に、議員派遣結果報告を行います。

総務産業常任委員会から報告をお願いします。総務産業常任委員会、三上道人副委員長、登壇の上、報告をお願いします。

○総務産業常任副委員長（三上道人君）

それでは、総務産業常任委員会より、視察研修について報告いたします。

総務産業常任委員会では、去る一月二十一日より二十三日にかけて、山形県置賜地方へ、「住民主体による地域づくりの推進について」、そして、「道の駅の運営状況と取り組みについて」をテーマとして行政視察研修を行いましたので、ご報告いたします。

テーマ「住民主体による地域づくりの推進について」は、全国的に地域運営組織の代表格として有名な川西町の「特定非営利法人きらりよしじまネットワーク」を視察訪問し、講師より地域課題解決の講義を受け、こちらでは地域住民が率先して地域の若者を組織に加入させ、組織内でさまざまな自治活動、環境衛生活動、福祉活動、教育活動などの実務訓練を実施し、責任者として育成した後、自治会へ帰すというサイクルを構築されており、人材育成や地域交流、世代間交流に資するすばらしい取り組みをされておりました。

我が町においては、地域活動の担い手不足により、町内会長や一部の方々に負担を強いているのが実情で、若い世代の育成が喫緊の重要課題であると感じました。

なお、この組織は、事業費七千万円ほどもあるNPO法人であります。事業運営費は行政からの事業委託金と、地域七百二十世帯、世帯当たり千五百円の会費負担で全て賄っております。

続きまして、次のテーマ「道の駅の運営状況と取り組みについて」、こちらは飯豊町にある「道の駅いいで」を視察いたしました。

飯豊町は人口約七千人、二千四百世帯、面積三百二十九平方キロメートルの米沢市に隣接する町で、こちらの「道の駅いいで」は、平成九年に第三セクター方式により、資本金五千万円、町が五％の株式出資する形で、町長が代表取締役となりオープンいたしました。

「道の駅いいで」では、年間売り上げは約七億円、年間来場者数は百万人を超えており、町の特産品やお土産の物産館としての役割だけではなく、近隣にスーパーなどの食品販売店が少ないことから、地域における住民の台所としての役割も兼ね備えて、豊富な品ぞろえで販売体制をとられております。

しかしながら、オープン当初から経営が順風満帆であったわけではなく、当初五カ年は赤字での経営であり、破綻寸前までいきましたが、四年目の年に民間より赤字店舗の立て直し担当バイヤーという方を呼び寄せ、経営改革に着手したところ、わずか二年で赤字を解消させ、以降、十七年間連続して黒字経営をされております。

こちらでは、町からの助成金は一切なしで、町へ道の駅施設の使用料として年間二千万円以上納めております。施設の修繕費については、今現在は町に負担してもらっておりますが、その部分も近々自己管理にする予定とのことでした。

今後は地場産品の拡大販売を進めるため、ふるさと納税返礼品への対応、インターネット販売や東京にアンテナショップの開設など、意欲的に販売ルートの拡張に努めております。

こちらの視察では、社員それぞれの方が、ここはどのような施設で、自分は何をするべきか、役割をはっきりと明確に自己認識していることや、当町と同様に町が五％の出資をして、町理事者が代表取締役を務めておりますが、施設運営に関しては、町長はもちろん、役場職員にも余計な口出しはさせないと言葉にした施設責任者からの企業運営に対する熱い気概を感じました。

最後になりますが、今回の視察研修において共通して感じたことは、現状打破、自分たちのことは自分たちでということ。行政任せにしないで、現場にいる自分たちが自力で何とかしようという強い意志、そして数字目標を精査し、改善に取り組むことの重要性でした。

そして、何よりも将来を見据えた人材育成に力を入れて取り組んでいる姿勢にとっても共感を覚えた、有意義な視察研修でありました。

以上、簡単ですが総務産業常任委員会視察研修の報告といたします。

○議長（小野 稔君）

次に、民生教育常任委員会から報告をお願いします。民生教育常任委員会、石澤貴幸副委員長、登壇の上、報告をお願いします。

○民生教育常任副委員長（石澤貴幸君）

副委員長の石澤です。

去る一月二十一日から二十三日にかけて、山形県東置賜郡川西町及び上山市に、「住民主体による地域づくりの推進について」をテーマに行政視察を行いましたので、ご報告いたします。

総務産業常任委員会と合同研修となった川西町は、米沢市の北西に隣接し、山形県内でも屈指の丘陵地帯で、自然豊かな町でした。盆地に田園と住宅地が広がり、人口は約一万五千人であることから、藤崎町と同規模の町と言えます。

研修先は、この川西町にある、約二千五百人で構成される吉島地区でした。この地区では、全世帯が参加するNPO法人を立ち上げ、地区を法人化するという奇想天外な方法で自己完結の地域運営が確立されており、意見を交換しながらお話を聞くことができました。

吉島地区では、行政の公民館運営からの撤退を契機に、地域の再生化、活性化を目指して、全世帯参加型のNPO法人の設立を実現しました。法人化すると、資産を持てます。防災、福祉、教育、生涯学習など、県や町からの指定管理費や委託事業費、補助金などを収入源として資産化し、これをもとに、地域におけるさまざまな困難を解決するべく、かつ、参加した人が報酬を得られるような新たな事業を生み出して展開しているのが画期的でした。自治も福祉も教育も横でつながっております。小さな役場とも会社のようにとも言える、前例のない地区でした。

地方では少子高齢化、過疎化により似た悩みがありますが、この地区の成功から学んだことの一つに、若者たちの育

成が挙げられます。若者たちの学習意欲を揺さぶり、要求を引き出し、それに応えるというやり方で、世代と世代をつなぐリーダーを育成することが大事だと思い知らされました。若者は地域の潤滑油です。子供からお年寄りまで、生き生きと連帯感を持ってつながっていたのが印象的でした。我が藤崎町も、人材の確保と育成にこれまで以上に力を入れたいかなければいけないことを実感しました。

続いて、民生教育常任委員会では上山市役所を研修しました。上山市は、山形市の南方に隣接し、蔵王連峰の裾野に広がる観光のまちです。国内でも珍しい城下町、宿場町、温泉町という三つの顔をあわせ持ちます。この観光資源を最大限に生かし、市と民間が一丸となって取り組んでいるクアオルト事業を研修しました。クアオルトとは、ドイツ語で健康保養地、療養地の意味で、市ではドイツミュンヘン大学が認定した二十一コースを保有し、市民の健康増進、交流人口拡大による地域活性化を目的とし、毎日どれかのコースを歩く事業を行っておりました。歩くことは健康寿命の延伸につながることを推進して十年取り組んできた結果、国民健康保険の医療費が削減されるという効果ももたらしました。これには、市で体力測定を定期的に行い、実施効果の見える化に取り組んだことが成果となったようです。また、民間と連携して、歩いた後は温泉、食事は健康に配慮したクアオルト膳というヘルスツーリズムを用意し、観光客の獲得へ意欲的でした。

結びに、健康で健全な地域づくりを考えると、ここでは何ができるのか、町では何ができるのか、では、協働して何ができるのか。全国には今回研修したような取り組みの例はもっとありますので、藤崎町のよりよいまちづくり、活性化に役立つよう、ますます精進することを誓い、今回の研修報告とします。

ありがとうございました。

○議長（小野 稔君）

日程第二十六、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

日程第二十七、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、それぞれ申し出のとおり決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和二年第一回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時四十四分

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 小 野 稔

署名議員 奈良岡 文 英

署名議員 藤 林 公 正

署名議員 吉 村 忠 男